# 人事異動

## 内閣

○経済産業大臣臨時代理
国務大臣　松山　政司
経済産業大臣世耕弘成海外出張不在中内閣法第十条の規定により臨時に経済産業大臣の職務を行う
国務大臣に指定する
同　松山　政司
内閣府特命担当大臣世耕弘成海外出張不在中内閣府特命担当大臣（原子力損害賠償・廃炉等支援機構担当）事務代理を命ずる（以上十月七日）
○経済産業大臣臨時代理解職
国務大臣　松山　政司
経済産業大臣世耕弘成帰朝につき内閣法第十条の規定による臨時に経済産業大臣の職務を行う国務大臣としての指定を解く
同　松山　政司
内閣府特命担当大臣世耕弘成帰朝につき内閣府特命担当大臣（原子力損害賠償・廃炉等支援機構担当）事務代理を免ずる（以上十月九日）
特命全権大使　瞿丸　優次
願に依り本官を免ずる
同　山本　栄二
国際テロ対策・組織犯罪対策協力のための日本政府代表を命ずる
（外務省大臣官房）外務事務官　臼井　将人
内閣事務官（内閣官房内閣参事官（内閣官房副長官補付））に併任する（以上十月十日）

## 内閣府

（内閣府大臣官房）内閣府事務官　川辺英一郎
金融庁総務企画局参事官に転任させる
（金融庁総務企画局参事官）同　服部　高明
内閣府に出向させる（以上十月一日）

## 金融庁

（総務企画局総務課企画官兼検査局総務課情報・分析室長）
内閣府事務官　中井　大輔
検査局総務課情報・分析室長を命ずる
検査局総務課情報・分析室長兼務を免ずる（十月一日）

## 法務省

法務事務官
同　秋場　政良
同　荒井　義明
同　石本　仁
同　伊東　浩司
同　井ノ口忠明
同　上村　進
同　大浦　良二
同　大滝　和成
同　小川　龍二
同　小田切　学
同　金親　均
同　小林　敦
同　坂口　豊一
同　白井　成彦
同　鈴木　利啓
同　高木　一浩
同　高橋　幸一
同　髙林　正浩
同　田村　一美
同　中村　孝
同　中谷　勝彦
同　野久保克彦
同　羽石　研造
同　樋上　浩司
同　二葉　秀平
同　古屋　政人
同　本多　洋一
同　槇木　道久
同　松川　富栄
同　松田　修治
同　村上　義明
同　山中　達也
同　脇本　佳昭
同　渡邉　敬治
平成二十九年度司法書士試験委員（口述試験担当）に併任する
併任の期間は平成二十九年十一月三十日までとする（各通）（十月一日）
同　相原　茂
同　阿部　栄一
同　石打　正己
同　石盛　裕規
同　伊藤　武志
同　色川　俊之
同　及川　朝也
同　大島　穣
同　岡野　光延
同　奥村　仁
同　小山田　実
同　川本　秀文
同　小山　健治
同　佐藤　隆
同　須川　裕充
同　須藤　義明
同　高野　晃
同　髙橋　誠
同　田原　昭男
同　戸津　利彦
同　中村　雅人
同　西村　隆
同　萩山　浩一
同　濱田　弘司
同　樋渡　季幸
同　降簱　元
同　堀内　龍也
同　前田　幸保
同　松尾　雅広
同　松下　悟
同　松田　美香
同　柳田　修
同　吉田　敏昭
同　和久井文夫

# 皇室事項

## 行啓

皇后陛下は、十月八日午後二時三十七分御出門、～東日本大震災被災地支援～矢口周美「ありがとう」コンサートを御鑑賞のため、浜離宮朝日ホール（中央区）へ行啓、同四時四十一分還啓になった。

# 官庁報告

## 法務

### 公証人任免

東京法務局所属公証人一宮和夫は願により公証人を免ぜられた。
小野洋一は公証人に任命され、東京法務局所属公証人一宮和夫の後任を命ぜられた。（以上十月三日）（法務省）

## 労働

### 最低賃金の改正決定に関する公示

沖縄労働局最低賃金公示第２号
最低賃金法（昭和34年法律第137号）第15条第２項の規定に基づき、沖縄県糖類製造業最低賃金（平成20年沖縄労働局最低賃金公示第２号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第19条第１項の規定により公示する。
平成29年10月12日
沖縄労働局長　待鳥　浩二
第４号中「１時間726円」を「１時間747円」に改める。

# 公告

## 諸事項

### 押収物還付公告

下記の押収物は還付不能につき、刑事訴訟法第499条第２項の規定により公告する。受還付人は、同条第３項所定の期間内に還付の請求をされたい。

記

東京地方検察庁検察官
平成28年検第9274～9276号住居侵入、窃盗被告事件（平成29年領第308号）　1. 現金6,500円（記念硬貨）
平成28年検第9274～9276号住居侵入、窃盗被告事件（平成28年庁外領第5066号）　1. 腕時計１個。2. カフスセット（ケース入り）１組。3. かんざし１個。4. 爪やすり１個。5. 手袋３双。6. ドライバー１本。7. ネックレス３本。8. ピアス（ケース入り）１組。9. マスク10枚。10. 指輪２個。11. ライト３個。12. リボン１本。13. 櫛１個
平成28年検第17860～17863号住居侵入、窃盗被告事件（平成28年庁外領第7782号）　1. キーホルダー２個。2. 金属片（破損しているもの）１個。3. チェーン２本。4. ネックレス４本。5. バール１本。6. ピアス２組２個。7. ピニール袋１袋。8. ブローチ１個。9. 指輪６個
平成28年検第27358号暴行被疑事件（平成29年領第2638号）　1. 現金954,000円
平成28年検第27358号暴行被疑事件（平成29年庁外領第4210号）　1. 携帯電話機１台。2. 会員証（ケース入り）１枚
東京地方検察庁立川支部検察官
平成28年検第580～582号詐欺未遂被告事件（平成29年領第546号）　1. パーソナルコンピュータ３式。2. 現金213,540円
大阪地方検察庁検察官
平成28年検第17226号住居侵入、窃盗被告事件（平成28年領第8225号）　1. 腕時計１本
名古屋地方検察庁検察官
平成28年検第110252号住居侵入、窃盗被告事件（平成28年領第3882号）　1. 現金1,400,000円。2. 輪ゴム１個。3. クリップ１個

### 会社法第472条第１項の届出に関する公告

株式会社であって、本日現在において、当該株式会社に関する登記が最後にあった日から12年を経過しているものは、事業を廃止していないときは、２箇月以内に会社法施行規則（平成18年法務省令第12号）第139条で定めるところにより、本店の所在地を管轄する登記所に、その旨の届出をされたい。
なお、当該株式会社が本日から２箇月以内に、その届出をせず、また、当該株式会社に関する登記がされないときは、当該株式会社は、その期間の満了の時に解散したものとみなされる。
平成29年10月12日
法務大臣　上川　陽子